

平成 29 年度保育園入園申込みについて（改善点（案））

【保育所の利用に関すること】

番号	案件	これまでの取扱い	平成29年度以降の取扱い (案)	変更の理由	改正が必要なもの
1	妊娠・出産要件で入園し、認定期間(出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで)が満了したとき	退園	保育を必要とする要件を満たしていれば継続して利用できる(求職活動も可とし、項番2に従う)	他の要件により入園した場合は継続利用できる取扱いとなっており、不公平であるため。	保育施設利用に関する確認票
2	求職活動で保育所を利用しており、期間満了までに職を見つけられなかったとき	窓口にて求職の状況を確認し、やむを得ない場合は申立書を記入してもらい、期間を延長する 5歳児の場合も求職活動(2号認定)で期間を延長する	認定期間を現在の60日から90日に改正し、そのかわりに再度の期間延長は認めず退園してもらう 5歳児の場合は1号認定に変更し、特別利用保育を行う	求職活動のまま在園し、他の保育を必要としている者が入園できていない状況であるため。	子ども・子育て支援法施行細則 保育施設利用のご案内 保育施設利用に関する確認票
3	育児休業で利用できる期間	出産の日後1年を経過する日の属する月の末日	出産の日後1年を経過する日の属する年の年度末	現在の取り扱いでは下の子が1歳になった月に、上の子を退園させないために(仕方なく)保育園の申込をしなければならぬ状況となっており、年度の後半になるにつれて0歳児の保留者が増えている。 そのため、子どもの生まれた月によって保育園への入りやすさに差が生じており、不公平となっている。	子ども・子育て支援法施行細則

【資料 1】

番号	案件	これまでの取扱い	平成29年度以降の取扱い (案)	変更の理由	改正が必要なもの
4	育児休業から復帰して入園する場合の入園日と慣らし保育	育休からの復帰日を入園日とし、慣らし保育の期間は一時預かりで対応 一時預かりが無い園は復帰日にかかわらず月初日を入園日としている	一時預かりの有無にかかわらず、育休からの復帰日の一週間前(前月となってしまう場合は月初日)を入園日とし、その間に慣らし保育を行う (足りない場合は一時預かりを使用する事も可能とする)	慣らし保育については保護者とトラブルになる事が多いため。 また、入園する園によって対応が異なる状況となっているため。 (国のFAQでも慣らし保育の期間を含めて就労で認定する事は可能とされている)	保育施設利用に関する確認票

【保育所の利用申込みに関すること】

番号	案件	これまでの取扱い	平成29年度以降の取扱い (案)	変更の理由	改正が必要なもの
1	自営業の場合の就労証明	就労証明書を自分で記載	就労証明書以外にも何らかの書類(他市町村の事例を参考に検討)を添付してもらう	会社に勤めている申込者から不公平だとの指摘を受けた事があるため。	保育施設利用のご案内
2	転園の場合の制限事項	「希望園は1園のみ」「転園後1年間は転園できない」の制限あり	制限なく、通常と同様	旧制度の時は転園の利用調整は通常のものとしていたが、現在は通常のものと一緒に点数順で利用調整している。 希望する保育園に入れなくてやむを得ず遠くの保育園を選択している場合もあるため、転園希望のものを通常のものと同様の取扱いにするのが望ましいため。	転園願様式

【資料 1】

番号	案件	これまでの取扱い	平成29年度以降の取扱い (案)	変更の理由	改正が必要なもの
3	転入時の利用申込の簡素化	転入前、転入後それぞれ全ての様式を提出する	支給認定申請書、保育所等利用申込書のみを提出する	申込書の添付書類については内容がほぼ重複しているうえ、転入してきた時には既に利用調整が終了している場合もあるため。	保育施設利用のご案内
4	育休期間中の申込	育休を終了し、職場に復帰することが必要	育休期間中の点数を新設(【利用調整点数に関すること】項番2)し、入園時に仕事に復帰しない選択を可能にする	会社の都合で育休の復帰に制限があり、入園したい時期に育休から復帰できない事例に対応するため。	子ども・子育て支援法施行細則 保育施設利用のご案内
5	様式の変更	①確認票の兄弟申込欄を修正する ②提出書類チェック票の母子手帳の写し欄にどこの写しが必要かを記載する ③支給認定申請書の「連絡先」を「電話番号」とする		わかりにくい、親切でないとの指摘があった。	提出書類チェック票 保育施設利用に関する確認票 子ども・子育て支援法施行細則

【利用調整点数に関すること】

番号	案件	これまでの取扱い	平成29年度以降の取扱い (案)	変更の理由	改正が必要なもの
1	【調整指数】保護者が保育施設で勤務する保育士(有資格者に限る)の場合	なし	市内特定教育・保育施設等の場合 +3点 それ以外の場合 +1点	保育士不足の解消につながるため。	印西市保育の利用に関する規則 保育施設利用のご案内

【資料 1】

番号	案件	これまでの取扱い	平成29年度以降の取扱い (案)	変更の理由	改正が必要なもの
2	【基本指数】育児休業中で入園時に職場に復帰しない場合	なし(就労時間で算定)	5点	転入による保育所の申込において、前住所地で保育所を利用して保護者が育休中であつた場合、現在は該当するところが無いため就労証明書の就労時間によって点数を算定するにもかかわらず、入園できた場合は下の子が1歳になる誕生日の末日まで育児休業のまま利用でき、不公平であるため。	印西市保育の利用に関する規則 保育施設利用のご案内 保育施設利用に関する確認票 【新規作成】 保育施設利用に関する確認票(転入者用)
3	【調整指数】兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込み(転園を除く)をしている場合	+1点	+3点 (転園を除く)を削除	現在の保留者の状況を考えて、もっと加点して優先度を高めた方が良いと考える。	印西市保育の利用に関する規則 保育施設利用のご案内
4	【調整指数】兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している場合	+1点	+3点 既に利用している施設が認定こども園の幼稚園部分の場合 は適用しない	現在の保留者の状況を考えて、もっと加点して優先度を高めた方が良いと考える。	印西市保育の利用に関する規則 保育施設利用のご案内
5	【調整指数】児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1点	+1点～+6点	子育て支援課や健康増進課から紹介があつて緊急入園に該当しない場合がこのケースに当たると思われるが、特に調整が必要な状況であるにもかかわらず、すぐに入園できない状況となっている。	印西市保育の利用に関する規則 保育施設利用のご案内

【資料 1】

番号	案件	これまでの取扱い	平成29年度以降の取扱い (案)	変更の理由	改正が必要なもの
6	【調整指数】育児休業取得前に市内の特定教育・保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合	なし	+3点 育児休業に係る子どもが同時に申し込んだ場合、その子どもにも+3点	現在、育休を取得した場合に、一度退園してしまうと再度保育園に入園することが難しい状況となっているため。	印西市保育の利用に関する規則 保育施設利用のご案内
7	【調整指数】利用の内定を辞退した場合	-2点(同一年度内のみ適用)	削除	当初は内定の辞退を抑制するためにこの減点を設けたが、次年度に減点が解除される事から、利用するつもりが無く申込をした人には利益が発生し、それでいて職場復帰等の関係でやむを得ず辞退した人には不利益があるという、元々の目的とは異なった状態となっている。	印西市保育の利用に関する規則 保育施設利用のご案内
8	【基本指数】不存在(ひとり親の場合)	ひとり親の場合のみ適用	ひとり親及び単身赴任等の場合に適用	遠隔地に別居している場合はたとえ就労時間が短かったとしても実際に子どもの保育ができる訳ではないため。	印西市保育の利用に関する規則 保育施設利用のご案内

【利用者負担額に関すること】

番号	案件	これまでの取扱い	平成29年度以降の取扱い (案)	変更の理由	改正が必要なもの
1	みなし寡婦控除の適用	無し	適用	未婚のひとり親世帯に対して税法上寡婦控除が適用されないことから、公平性を期すため。	印西市保育園保育料徴収規則 保育施設利用のご案内

【資料 1】

番号	案件	これまでの取扱い	平成29年度以降の取扱い (案)	変更の理由	改正が必要なもの
2	第11階層～第13階層で第1子が3～5歳児、第2子が0～2歳児であった場合の軽減	第2子の基準額から第1子の基準額を差引いた金額	第2子の基準額の半額(通常と同様の取扱い)	保護者に対して不利益であるばかりでなく、計算がシステムで対応できないため事務処理に時間がかかる状況となっているため。	印西市保育園保育料徴収規則 保育施設利用のご案内